

山梨県公報

第千八百三十七号

平成二十年

三月十三日

木曜日

告示

第七十一回(平成二十年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………一三二
 公安委員会
 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一三七

山梨県告示第九十九号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六条第一項の規定により、山梨県卸売市場整備計画を定めたので、山梨県農政部果樹食品流通課において関係図書を縦覧に供する。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

目次

山梨県卸売市場整備計画の公表……………	一〇九
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………	一〇九
換地計画の決定……………	一一一
県営土地改良事業計画の決定……………	一一一
道路の区域変更(二件)……………	一一二
道路の供用開始……………	一一二
都市計画事業の事業計画の変更認可……………	一一三
平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………	一一三
公 告	
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………	一一八
大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………	一一八
大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………	一一九
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………	一一九
大規模小売店舗の名称の変更の届出……………	一二〇
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等……………	一二〇
基本測量の実施……………	一二二
人事委員会	
職員に関する規則の一部を改正する規則……………	一二二
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	一二三
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	一二三
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	一二三
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………	一二三
平成二十年度山梨県職員等採用試験の実施……………	一二四
平成二十年度山梨県民間企業等職務経験者職員及び山梨県警察官採用試験の採用予定人員……………	一二六
平成二十年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………	一二八

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	甲府市、斐崎市、甲斐市、中央市、南アルプス市、南ア及び中巨摩郡	一次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛	平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間	1 ブルセラ病検査 (一) 凝集反応検査 (二) 試験管凝集反応法 2 補体結合反応検査 3 その他必要な検査 結核病検査 ツベルクリン検査(皮内注射法)

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡、南都留郡及び北都留郡</p>	<p>一次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又</p>	<p>4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p> <p>一 次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>2 その必要な検査</p>
<p>一 酵素免疫測定法による検査 二 ヨーニン検査 三 その他必要な検査</p>	<p>2 その必要な検査</p>		<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡、南都留郡及び北都留郡</p>	<p>一次のいずれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育し</p>	<p>は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握のため	馬伝染性貧血の発生の予防のため	高病原性鳥インフルエンザの発生の予察のため	家きんサルモネラ感染症の発生の予防のため
県内全域	県内全域	県内全域	県内全域
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	実施区域内で飼育している生後百八十日以上のもで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で千羽以上の採卵鶏を飼育している農場で飼育されている採卵鶏で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	実施区域内で飼育している種鶏
同	同	同	同
一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロツト法による検査 三 免疫組織化学的検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査	凝集反応検査（急速凝集反応法）

腐蝕病の発生の予防のため	県内全域	実施区域内で飼育しているみづばち	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	同	一 ブルータング検査 1 寒天ゲル内沈降反応検査 2 臨床検査 二 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査 1 中和反応検査 2 臨床検査

山梨県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業一宮北部地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 縦覧書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧期間
平成二十年三月十四日から同年四月十一日まで
- 四 縦覧場所
笛吹市役所
- 五 異議申出期間
平成二十年四月十二日から同月二十六日まで

山梨県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（小室地区ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成二十年三月十三日から同年四月十日まで
- 三 縦覧場所
 増穂町役場
- 四 異議申出期間
 平成二十年四月十一日から同年五月一日まで

山梨県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月三日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市賑岡町強瀬字西山二〇七番の二地先から 大月市賑岡町強瀬字西山二〇七番の二地先まで	二〇・〇	二二・〇 三三・〇	五二・〇	五一・〇

三〇・五

山梨県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成二十年四月三日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市大和町日影字上之段三〇七番の四地先から 甲州市大和町日影字上之段三〇七番の四地先まで	八・五 一六・五	一〇・〇	二二・五	二二・五

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十年四月三日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市長坂町長坂上条字一ノ沢 三一四五番の二〇地先から	六〇・四	平成二十年 三月十三日

北杜市長坂町長坂上条字一ノ沢
三三四五番の一一地先まで

山梨県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施工者の名称
甲府市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

昭和六十二年山梨県告示第四百三十六号甲府都市計画工業団地造成事業甲府南部

- 工業団地造成事業

- 三 事業施行期間

昭和六十二年十二月九日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分 変更あり
- 2 使用の部分 変更あり

山梨県告示第百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札

の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者
- 3 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（一） 営業経歴書（第二号様式）

（二） 法人の登記事項証明書（法人の場合）

（三） 身分証明書（個人の場合）

（四） 印鑑証明書

（五） 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

（六）（七）（八）（九） 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

（七） 契約に關し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

（八） 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面

（九） 誓約書（第三号様式）

- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三五五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

三 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

四 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十一年三月三十一日までとする。

五 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

六 商号又は名称

七 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成20年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

営 業 経 歴 書

※ 業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印			
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		電話 () FAX () メールアドレス ホームページ URL			
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□-□□□□		電話 () FAX ()			
		名称		氏名			
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許可の有無		
	第1希望		第1希望				
	第2希望		第2希望				
	第3希望		第3希望				
			第4希望				
			第5希望				
		第6希望					
⑦ 営業又は種目取扱い品名				⑧ 部署名 フリガナ			
				職氏名			
			担当者		電話 () fax () メールアドレス		
			⑨ 契約使用印鑑(印影)		⑩ 消費税法に規定する 課税業者・免税業者 の別 課税業者 免税業者		
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本の額	法人	資本合計		うち資本金		
		個人	円		円		
⑫ 機械設備の額	⑫ 機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		
	円		円		円		
⑬ 営業年数	創業		現組織へ変更		通算営業年数		
	年月日		年月日		年 月		
⑭ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年月日 至 年月日		流動比率 流動資産 = _____ = _____ % 流動負債		
	総売上	製造	円				
	物品		円				
	役務		円				
	合計		円				
上記のうち県との取引額				円			
⑮ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)		⑯ 機械設備	機種		性能	台数
	その他一般(過去2年分)						
取引金融機関							

第3号様式

誓約書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者

印

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定した。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保坂メディカルクリニック	甲斐市篠原二一八九番地一	平成二十年三月一日
岩瀬内科クリニック	甲州市塩山上於曾一〇九番地	平成二十年三月一日
かおり薬局	甲斐市中下条八八六番地一	平成二十年三月一日
ふじ薬局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津七四三八番地	平成二十年三月一日
ウエルシア薬局マナーケットタウン御坂店	笛吹市御坂町夏目原一一一六番地	平成二十年三月一日

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月十三日まで縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
 - 2 住所 甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 オギノ上野原店 食品館
 所在地 上野原市上野原千九百三十八番一外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市徳行一丁目二番十八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市徳行一丁目二番十八号

3 変更の年月日

平成十九年五月一日

三 届出年月日

平成二十年二月二十六日

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月十三日まで縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
 - 2 住所 甲府市徳行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 変更した事項
- (一) 名称 オギノ上野原店 衣料館
所在地 上野原市上野原千八百四十二番五外
- (二) 変更事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市徳行一丁目二番十八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市徳行一丁目二番十八号
	株式会社フオネット 代表取締役 清水栄一	中巨摩郡昭和町清水新居千五百二十七番地
	ホンダ自動車販売株式会社 代表取締役 藤本隆志	富士吉田市上吉田三千五百二十三番地

3 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成十九年五月一日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
平成十九年十月六日
- 三 届出年月日
平成二十年二月二十六日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年三月十三日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住所

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
甲府市徳行一丁目二番十八号

イイジマ・ミュージック・ビル株式会社 代表取締役 飯島梅子
甲府市丸の内一丁目十六番二号

内藤強
中央市布施千九百九十八番二十七

初鹿日出夫
甲府市丸の内一丁目十六番二十四号

市村慶久
甲府市丸の内一丁目十六番二十三号

株式会社まるせ 代表取締役 田中正一
甲府市丸の内一丁目十六番二十二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 七店共同建築ビル

(二) 所在地 甲府市丸の内一丁目十六番四号

2 廃止する年月日

平成二十年三月一日

三 届出年月日

平成二十年二月二十六日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月十三日まで縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住所

有限会社野中製材所 代表取締役 野中敏光	代表取締役 野中順子	甲府市丸の内二丁目九番十八号	甲府市下飯田二丁目六番二十八号
-------------------------	---------------	----------------	-----------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 イッツモア塩部ショッピングセンター
 (二) 所在地 甲府市塩部一丁目三百八十番外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
来客が駐車場を利用することができるとする時間帯	午前十時から午後九時五十分まで	午前八時四十五分から午後十時まで

3 変更する年月日

平成二十年四月一日

届出年月日

平成二十年二月二十八日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年七月十三日まで縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 横内正明
- 1 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

- 2 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 カワチ薬品小瀬店
 (二)(-) 所在地 甲府市上町字明石二千三百九十三番地外
- 2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	カワチ薬品甲府上町店	カワチ薬品小瀬店

3 変更の年月日

平成二十年二月七日

届出年月日

平成二十年二月二十九日

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めたと公告する。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横内正明

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二

日及び三日を除く。第六において「通常の勤務日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。
- 2 別途請求者の申請方法
- 別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、土木部土木総務課分室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）
- 2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限り。）
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限り。）
- 4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書

審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書を

審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

(二) 別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限り。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象事業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種^ニの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）

く。

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
基幹技能者講習修了証の写し
公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書
副本で土木総務課の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内二丁目十四番十九号 電話〇五五二
三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により配達記録郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果

及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の第三項の規定により、通常の業務日において土木部土木総務課分室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、土木総務課建設業担当（電話〇五五二二三 一八四三）に問い合わせること。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十年三月四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年三月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（機動連続観測）

二 作業期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十九号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二民間企業等職務経験者職員採用試験の項中「教養試験」を「基礎能力試験」に改め、同表備考中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 「基礎能力試験」とは、職務遂行上必要とされる基礎的な素養についての五肢選択式による筆記試験をいう。

別表第四民間企業等職務経験者職員採用試験の項の受験資格の欄を次のように改める。

- 一 大学の卒業者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認めるもの
- 二 前号に該当する者であつて、試験の公告の日の属する年度の三月三十一日現在で大学の卒業又は人事委員会がこれと同等以上と認める課程の卒業等の後の民間企業等における職務経験を五年以上有するもの

別表第四警察官採用試験Aの項及び警察官採用試験Bの項中「試験の公告の日」を「最終の合格者の発表の日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中

課	長
	五種（人事委員会が認める者）

認める者にあつては四種）

を

課	長	五種（人事委員会が認める者）
科学捜査研究所長	五種	

にあつては四種）

に、「科学捜査研究所副所長」を「科学捜査研究所副所長 研究調査幹」に改める。

める。

附則

この規則は、平成二十年三月十四日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十一号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「科学捜査研究所長」を「機動隊長」に、「企画室長」を「庁舎整備室長」に、「公安委員会補佐官」を「公安委員会補佐官」に改める。

「企画室長」を「企画室長」に、「総務調査官」を「公安委員会補佐官」に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月十四日から施行する。

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称

称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

総合得点及び順位（第一次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）

を

第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（不合格者に係るものに限る。）
第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、最終合計得点及び順位

に、

総合得点及び順位（第一次試験及び第二次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）

を

第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（不合格者に係るものに限る。）
第二次試験 第一次試験と第二次試験の合計の得点及び順位（不合格者に係るものに限る。）
第三次試験 最終合計得点及び順位

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

● 平成二十年度山梨県職員等採用試験の実施

平成二十年度山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。

平成二十年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成20年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分		試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日
職員採用上級試験		5月12日(月)	5月14日(水) ～5月30日(金)	6月29日(日)	8月29日(金)
職員採用初級試験		7月11日(金)	8月11日(月) ～8月29日(金)	9月28日(日)	11月14日(金)
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員採用試験		3月21日(金)	4月4日(金) ～4月22日(火)	5月11日(日)	8月29日(金)
身体障害者対象職員選考試験		7月11日(金)	8月1日(金) ～8月29日(金)	9月21日(日)	10月17日(金)
警察官採用試験A	第1回	3月21日(金)	3月26日(水) ～4月25日(金)	5月11日(日)	7月25日(金)
	第2回	7月11日(金)	7月23日(水) ～8月22日(金)	9月21日(日)	12月5日(金)
警察官採用試験B					

※ 試験を実施しない試験区分・試験職種があるので、各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分・試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。